

# 2020年度

## 明石市保育施設設置・運営法人第1次募集要項

### 明石市こども局 待機児童対策室

**【2021年10月1日～2022年4月1日までに開園】**

日程① エントリーシートの提出 2020年6月29日(月)～2020年7月10日(金)

申込書類提出期間 2020年7月13日(月)～2020年7月17日(金)

日程② エントリーシートの提出 2020年11月2日(月)～2020年11月13日(金)

申込書類提出期間 2020年11月16日(月)～2020年11月20日(金)

日程③ エントリーシートの提出 2021年1月4日(月)～2021年1月15日(金)

申込書類提出期間 2021年1月18日(月)～2021年1月22日(金)

明石市内において、2021年10月1日から2022年4月1日までに開園する保育所又は認定こども園を、整備補助事業を利用して創設整備する事業者を募集する要項



2020

# 目 次

## A. 募集概要 P 1

- A1. 募集する整備施設 P1
- A2. 整備地域及び規模 P1
- A3. 申込資格 P1
- A4. 申込・審査のスケジュール P3
- A5. 申込事業者が運営する施設の視察 P4

## B. 整備計画に関する要件 P 4

- B1. 整備期限 P4
- B2. 施設定員等 P4
- B3. 施設及び設備の仕様 P4
- B4. 近隣対応 P5
- B5. 施設名称(園名) P5
- B6. 認可手続きについて P5

## C. 運営に関する要件 P 5

- C1. 教育・保育の提供 P5
- C2. 開園時間 P5
- C3. 休園日 P5
- C4. 給食 P6
- C5. 施設長予定者 P6
- C6. 職員配置等 P6
- C7. 通常保育以外の事業(サービス) P7
- C8. 利用者との連携 P7
- C9. その他運営に関する注意点 P8

## D. 審査・整備の流れ P 9

- D1. 審査方法 P9
- D2. 整備計画 P9
- D3. 補助金事業 P10

## E. その他 P11

## F. 施設及び設備等の基準(資料) P11

## **A. 募集概要**

明石市では、「こどもを核としたまちづくり」を推進しており、子どもを産み育てやすい環境を整えるための対策を講じているところです。

その中でも特に喫緊の重要課題である待機児童の解消に資するため、保育の受入枠の拡充を緊急的に実施しています。このため、当市内で認可保育所や認定こども園の開設を検討されている事業者からの提案を募集します。なお、公募内容及び事業者選定の流れについては、以下の募集要項等をご確認ください。

なお、本募集事業は補助金事業ですので、予算の執行ができなくなった場合は、事業を中止することになりますのでご了承ください。

### **A1. 募集する整備施設**

保育所及び認定こども園。ただし、認定こども園は社会福祉法人又は学校法人に限る。

※保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に基づく認可を受けて開設する認可保育所

※認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

### **A2. 整備地域及び件数**

整備地域に制限はありません。合計で2～3施設程度の事業選定を予定しています。2020年度は第1日程から第3日程を予定していますが、予定の施設数を達成した場合は以降の日程の募集を行わないことがあります。

※ 設置場所は、既存保育施設から直線で300m以上の距離を置いてください。既存の公立保育施設、小規模保育事業所及び認可外施設はこの距離制限の対象になりません。

※ 設置場所の候補地が既存保育施設から300m以上ある場合でも、他の申込みと競合する場合はお申込みできない場合がありますので、候補地選定の際は市の担当者にあらかじめご相談ください。

※ 原則として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各号に該当する店舗から一定の距離(商業地域50m以上、それ以外の地域70m以上。ただし、同法第2条第1項第4号に該当する店舗の場合にあつては、商業地域70m以上、それ以外の地域100m以上)を置いてください。ただし、申込事業者の責任により、当該店舗から改修の制限等について承諾等を得ている場合は、整備予定地として認める場合があります。

### **A3. 申込資格**

公募開始時点において、保育所又は認定こども園を設置運営するための十分な資力、信用を有するとともに、児童福祉に関する熱意と理念を有する社会福祉法人、学校法人又はその他法人で、以下のすべての要件を満たすものとします。

① 社会福祉法人及び学校法人以外の場合は、次のアまたはイに該当すること。

ア 2020年4月1日現在で、認可保育所又は小規模保育事業所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項に基づく認可を受けて開設する小規模保育事業

所(A型))の運営実績が2年以上ある法人。

イ 2020年4月1日現在で、明石市内で認可保育所又は小規模保育事業所(A型)の運営実績が1年以上ある法人。

- ② 開所時において、保育所又は認定こども園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- ③ 直近3年間の会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていないこと。ただし、まとまった設備投資など特別な理由がある場合を除く。
- ④ 法人又は法人が運営する施設について、過去3年間に於いて、法令に基づく改善の命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けていないこと。また、直近に実施された官庁の監査、指導検査等において重要な文書指摘を受けていないこと(ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合はこの限りではない。)
- ⑤ 保育所の整備を申し込む場合は、児童福祉法第35条第5項に定める基準をすべて満たすこと。
- ⑥ 認定こども園の整備を申し込む場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項に定める基準をすべて満たすこと。
- ⑦ 明石市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑧ 明石市の子育て施策及び保育行政を理解し、小規模保育事業所との連携等、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- ⑨ 選定された法人自らが整備施設を運営すること(第三者が運営しないこと。)
- ⑩ 認可施設として、運営費が公費で賄われることを自覚し、利用者である児童や保護者の利益や満足を最優先に考慮すること。
- ⑪ 法人及びその代表者が納期の到来している国税、県税、市税、水道料金及び下水道使用料を完納していること。
- ⑫ 会社再生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続中である法人でないこと。
- ⑬ 申込者が社会福祉法人及び学校法人以外の場合は、以下の条件をすべて満たすこと。

ア 次のすべてを満たすこと。

(ア) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号)に定められた要件を満たしている場合(⑭参照)を除く。

(イ) 申込者が他事業を行っている場合には、直近の会計年度において、保育所を営む事業以外の事業を含む当該申込法人の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。ただし、保育所の整備によって単年度のみ赤字の場合は、市と協議のうえ判断する。

イ 当該保育所の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すること。

ウ 次のいずれかを満たすこと。

(ア) 次のすべてを満たすこと。

- ・実務を担当する幹部職員が、保育所その他の児童福祉施設及び幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
- ・社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(イ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

⑭ 賃貸物件により事業を実施する場合は、以下の要件をすべて満たすこと

ア 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用の高い主体である場合。

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な価格以下であること。

ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

エ 社会福祉法人以外の場合は、1年間の賃借料相当額と1,000万円(1年間の賃借料額が1,000万円を超える場合は、当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。なお、②年間事業費の12分の1の資金とは別に確保すること。

#### **A4. 申込・審査のスケジュール**

審査結果通知までの日程は別紙「申込・審査スケジュール」をご確認ください。なお、申込の意向がある場合は、必ず、事前に「エントリーシート」を提出してください。

(1) エントリーシートの提出

- ① 提出方法直接持参又は郵送(書留等記録の残る方法)
- ② 提出部数1部(様式はホームページからダウンロードすること。)

(2) 申込書類の提出

- ① 提出方法直接持参のみ(提出時に申請内容・添付書類を確認します。)
- ② 提出部数7部(正本1部、副本6部。様式はホームページからダウンロードすること。)
- ③ 注意事項

ア サイズはA4版(図面はA3版)とし、始めに提出物一覧表(チェックしたもの)を付すこと。

イ 片面印刷のみとすること。

ウ 資料番号ごとにインデックスを付した合紙を添付すること。

- エ 両開きのパイプファイルに左開きで綴じること。
- オ 申込書類を書類ごとにPDFに変換して収録したCD-Rを提出すること(データの名称は提出物一覧表及び提出物チェック表の書類名称を用いること)。
- カ 書類提出の際は、予め電話連絡により予約すること(連絡先及び申込の受付窓口は本要項の末尾参照)。

#### **A5. 申込事業者が運営する施設の視察等**

審査時の参考とするため、申込事業者が運営する施設(認可保育所又は認定こども園)を視察させていただきます。視察先施設は、下記基準を参考に、明石市が指定します。該当する保育施設がない場合は、視察に代わってヒアリングを行う場合があります。

- ① 原則として、兵庫県・京都府・大阪府に所在する施設。該当する施設がない場合は、明石市に最も近い場所に所在する施設
  - ② 一定期間の運営実績がある施設
- ※明石市内に運営施設がある場合は、原則として視察を省略します。  
※明石市内に運営施設がない場合であっても、日程等やむを得ない理由により、視察を実施しない場合があります。

### **B. 整備計画に関する要件**

事業計画に当たっては、下記の内容を遵守してください。遵守されない場合、申込を受け付けることができない場合があります。

#### **B1. 整備期限の目安**

開園日のおよそ3週間前までに引き渡しを受けるようにしてください。  
(2022年4月1日開園の場合、2022年3月10日まで)

#### **B2. 施設定員等**

- (1) 定員数は60人以上とすること。なお、認定こども園を整備する場合は、2、3号の定員について60人以上とすること。
- (2) 各年齢の定員数は同一でもよいが、差を設ける場合は、年齢区分が上がるにつれて多くなるように設定すること。また、最終の定員設定については、市との協議により決定する。
- (3) 3～5歳児の保育室の有効内法面積は、2歳児の保育室よりも20㎡以上広く設けることが望ましい。また、市から開設と同時に小規模保育事業所との連携を要請される場合には、特段の事情があると市が認める場合を除き、必ずこれに応じること。

#### **B3. 施設及び設備の仕様**

- (1) 保育所については、F. 施設及び設備等の基準(1)に定める基準を備えること。認定こども園については、(1)に加え、(2)に定める基準も備えること。
- (2) 送迎用駐車場及び駐輪場、ベビーカースペースを整備すること。なお、鉄道沿線から距離があるなど、人口密集地から離れた場所で整備を計画する場合は、駐車場を広くとるなど、遠方からも利用しやすくする工夫をされることが望ましい。

- (3) 整備計画は、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及びその他の関係法令等を遵守するほか、保育所については明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 29 年条例第 44 号)、認定こども園については明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 29 年条例第 45 号)に基づくものであること。

#### **B4. 近隣対応**

整備を円滑に進めるため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接敷地の住民、町内会、自治会、連合会、中学校、小学校及び幼稚園)に対し、以下の説明を実施してください。

(1) 申込時まで

自治会長など、地域の代表者に保育所等整備事業の申込を行う旨の説明をすること。

(2) 事業者選定後

① 基本設計立案時

開発協議の手続を行う前に、近隣住民等に対し、整備計画や運営等についての説明会を開催すること。開発協議が不要の場合も、基本計画立案後速やかに実施すること。また、学校施設への説明を必ず行うこと。

② 工事着手前及び適時

工事計画が確定し次第、近隣住民等にスケジュール、工事車両の通行等具体的な工事の実施態様についての説明会を開催すること。

#### **B5. 施設名称(園名)**

施設名称は、兵庫県内に同一名称の認可保育所又は認定こども園がないこと、明石市内に同一名称の地域型保育事業所又は認可外保育施設がないことを要件とします。なお、市民が明石市内の既存施設と混同するおそれがあると明石市が認める場合は、名称を変更していただく場合があります。

#### **B6. 認可手続きについて**

選定事業者は、施設整備と並行して、事業認可の申請手続を進める必要があります。認可の内示後に児童の募集を行い、認可後に開園という流れになります。

### **C. 運営に関する要件**

#### **C1. 教育・保育の内容**

保育所保育指針(平成 29 年3月 31 日厚生労働省告示第 117 号)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年3月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に沿って、教育・保育を提供してください。

#### **C2. 開園時間**

12 時間(保育標準時間として午前7時～午後6時、保育短時間は午前8時 30 分～午後4 時 30 分、延長保育として午後6時～午後7時)以上とってください。

### **C3. 休園日**

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始(12 月 29 日から翌年の1月3日まで)のみ休園日とすることができます。

### **C4. 給食**

- (1) 給食は自園調理とし、土曜日を含む完全給食を実施すること。
- (2) 調理業務を外部に委託する場合は、保育所における調理業務の委託について(平成 10 年2月 18 日児発第 86 号)又は幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について(平成 28 年1月 18 日府子本第 448 号等)Ⅲを遵守すること。
- (3) アレルギー対応が必要な児童への除去食や代替食のほか、離乳食や体調不良時における配慮食など、一人ひとりの心身の状況に配慮した食の提供を行うこと。また、誤食や誤配を予防、防止するためのマニュアル整備や内部研修、定期的な見直しを行うこと。

### **C5. 施設長予定者**

#### (1) 施設長の資格

施設長は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業又は認可外保育施設において、施設長等の幹部職員(副園長、主任を含む。)として3年以上の常勤勤務経験を有する保育士(認定こども園の場合は保育教諭)を配置すること。

#### (2) 法人又は本人都合による交代

申込後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めない。また、開園後3年間についても、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から変更は原則として認めない。やむを得ず交代する場合は、施設長予定者等の面接を実施し、改めて適否を判断する。

### **C6. 職員配置等**

次の国通知及び明石市が定める㉞～㉠の法令(以下「明石市条例等」といいます。)を遵守するほか、以下の(1)～(4)によるものとします。

#### **【国通知】**

○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成 28 年8月 23 日府子本第 571 号内閣府子ども・子育て本部統括官等通知)

#### **【明石市条例等】**

- ㉞ 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第44号)
- ㉟ 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年規則第20号)
- ㊱ 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第45号)
- ㊲ 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年規則第21号)



### (1) 保育士・保育教諭の配置

- ① 十分に余裕をもって勤務シフトを組める保育士・保育教諭の数を確保すること。また、児童の処遇向上と職員の処遇改善のため保育士・保育教諭の加配に努めること。
  - ② 常勤勤務の保育士・保育教諭を、各学級につき1名以上配置すること。
  - ③ 保育所における主任保育士は、学級担任から離れ、専任とするよう努めること。認定こども園における主幹保育教諭は、学級担任から離れ、専任とすること。
- ※主任保育士の専任は努力義務(加算項目)であるのに対し、主幹保育教諭の専任は強行規定であることに注意すること。

### (2) 実務経験者の配置

保育士及び保育教諭(施設長を除き、主任保育士、副園長及び主幹保育教諭等を含む。)は、認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業所において1年以上の勤務経験がある者を3割以上配置すること。また、0～2歳児の担当保育士の少なくとも1名は、上記施設において0～2歳児の低年齢児の保育に当たった実務経験が1年以上ある者を配置すること。なお、未満児(0～2歳)、以上児(3～5歳)それぞれについて、1名ずつリーダーを設定することが望ましい。

### (3) 調理員の配置について

調理員は常勤(1日6時間以上かつ月20日以上勤務)かつ専任の者とする。ただし、定員が151人以上の場合は、3人の調理員のうち1人を非常勤として差し支えない。また、調理業務を委託する場合は、調理員を配置しているものとみなす。

### (4) 調理師、栄養士又は管理栄養士の配置について

常勤の調理員のうち、少なくとも1名は栄養士(管理栄養士を含む。以下同じ。)の資格を有する者を配置すること。ただし、同一法人が運営する他の認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の栄養士が、設置する認可保育所又は認定こども園の栄養士業務(栄養管理、保護者からの相談対応、他の職員に対する栄養学的助言等)を確実に実施する体制が整えられれば、栄養士を配置しているものとみなす。この場合においては、栄養士に代わる常勤かつ専任の調理師を配置すること。また、常勤の調理員のうち少なくとも1名以上は、乳児又は幼児の集団給食調理の実務経験が1年以上ある者を配置すること。

## **C7. 通常保育以外の事業(サービス)**

保育所を整備する場合であっても、認定こども園と同様に、地域の子育て支援拠点となるような事業に取り組んでください。特に、以下の項目については、実施することを前提に事業計画を立ててください。

- ① 延長保育の実施
- ② (一般型)一時預かり事業の実施

※一時預かり事業の開始時期については応相談とします。

- ③ 障害児保育の実施
- ④ 要介護児童や要支援児童、虐待やDVによる要配慮児童、アレルギー対応が必要な児童のほか、多様な症例(医療的行為の必要がない内部疾患)の児童の受け入れ

## **C8. 利用者との連携**

利用者の立場に立ち、より良質かつ適切なサービスを提供するため、以下の項目に留意してください。

(1) 保護者との連携

- ① 教育・保育を希望する乳幼児及び保護者に事前面談を実施し、教育・保育方針、内容、教育・保育時間、利用料等の説明を行うこと。
- ② 利用乳幼児の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。
- ③ 保護者とのコミュニケーションを常に図るとともに、要望や苦情等に対しては、誠意をもって対応するなど、保護者の意見を保育所運営に反映させること。

(2) 保護者支援について

ひとり親家庭やDV世帯、虐待が疑われる世帯、育児能力の低い世帯などについて必要な支援や配慮を行い、関係機関との情報共有や連携に努めること。

(3) 苦情対応について

適切な苦情解決を図るため、苦情処理の仕組みを整備するとともに、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置すること。保護者からの苦情や要望、意見等には誠意をもって丁寧に対応し、円満な解決が図れない場合には公平・客観的な立場の第三者委員や行政と協議のうえ解決を図るように努めること。

(4) 第三者評価について

運営内容について、運営事業者自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開するよう努めること。

(5) 個人情報の取扱いについて

保護者や園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令に基づき、その取扱いに十分に注意を払うとともに、情報の流出が生じないように対策を講じること。

## **C9. その他運営に関する注意点**

(1) 関係法令等

C1に掲げる法令のほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成 26 年 4 月 30 日内閣府令等第 1 号)その他関係法令を熟知のうえ運営にあたること。また、関係法令の改正、関係通知等についても、十分に注意を払うこと。

(2) 健康診断について

- ① 保育所は、入所前健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。幼保連携型認定こども園は、入所前健康診断及び少なくとも年2回(うち1回は6月30日までに)の定期健康診断を実施すること。
- ② 保育従事者への健康診断は少なくとも年1回実施するとともに、給食調理に携わる者は月1回検便を実施すること。

(3) 損害保険の加入

施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等の損害保険へ加入すること。

(4) 職員研修

配置した職員については、積極的に外部の研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。

(5) 職員確保について

想定外の人事や、児童の受け入れ等に柔軟に対応できるよう、常時余裕を持った保育士その他の職員の確保に努めること。

## D. 審査・整備の流れ

### D1. 審査方法

審査は提出資料、選定審査会でのプレゼンテーション及び質疑応答の内容をもとに、市の審査基準に従い実施します。複数の応募がある場合は、点数の高い事業者から優先して選定します。

審査項目	内容
1法人の資質・能力	基本理念、運営体制・財政基盤等
2業務遂行能力	人材確保、職員配置、子どもの安全対策等
3施設運営	利用者等の対応、保育方針、保育目標、年間保育計画、給食、衛生管理、健康管理等
4施設整備等	最低基準の適合状況、内装及び外構の整備内容等

※選定審査会には必ず代表者(担当理事又は本事業の責任者でも可)及び施設長予定者が出席してください。

審査・選定に当たっては、以下の項目に留意してください。

- (1) 募集要領の応募資格、設置条件等を満たしていない場合、提出書類の不足や内容に事実と反する記載があった場合、保育所若しくは認定こども園の運営法人として相応しくない事項がある場合には失格となる場合があること。
- (2) 事業者の応募数にかかわらず審査・選定を行うが、審査の結果、事業者を選定しない場合があること。
- (3) 保育所等の設置・運営が困難となった場合など、不測の事態により決定を取り消す場合があること。
- (4) 他の応募事業者の整備計画内容に関しての問い合わせについては、直接又は間接を問わず、一切応じないこと。
- (5) 審査結果については、本市及び選定審査会は一切の異議申し立てには応じないこと。
- (6) 今年度は、審査会に代わり、書類審査とする場合があります。

### D2. 整備計画

開発協議及び建築確認について、十分に余裕のある日程をシミュレーションして整備計画を立ててください。また、以下の点について留意してください。

- (1) 開設日の1か月前までに検査済証の交付を受けるよう工事日程を組むこと。
- (2) 埋蔵文化財の試掘、発掘調査の可能性を考慮すること。

※整備計画に支障を来たした事例もあります。試掘・発掘の要否等については、十分に確

認を行ってください。

- (3) 明石市景観条例(平成4年条例第1号)に適合すること。また、建物の外観は周辺地域の景観と調和するものとし、事業期間を通じ美観を保つこと。

#### <開発協議及び建築確認申請の担当部署>

開発協議: 明石市都市局住宅・建築室開発審査課(078)918-5087

建築確認: 同室建築安全課(078)918-5046

(両課とも明石市役所本庁舎7階)

発掘調査: 明石市市民生活局文化・スポーツ室文化振興課文化財担当

(078)918-5629(明石市立文化博物館1階)

### D3. 補助金事業

選定された事業については、保育所等整備交付金事業及び認定こども園整備交付金事業に基づく整備補助金並びに明石市独自の整備補助金を適用する予定です。

#### 保育所等整備交付金

国庫補助(2/3) 市随伴補助(1/12)

#### 明石市独自の加算!

＋ 明石市単独補助(1/8) ＋ 法人の負担(1/8)

※カッコ内は補助対象事業費に対する補助率

- (1) 補助事業の日程について(予定)

日程① 事前協議申請:2020年9月下旬 補助金内示:2020年12月上旬

日程② 事前協議申請:2021年1月下旬 補助金内示:2021年4月上旬

日程③ 事前協議申請:2021年3月下旬 補助金内示:2021年6月上旬

- (2) 補助事業について

補助事業については、以下の参考資料を含め、事業者においてその制度内容を十分に確認・理解しておくこと。

#### 【参考】

○保育所等整備交付金の交付について(厚生労働省発子 0606 第2号令和元年6月6日)

○認定こども園施設整備交付金実施要領(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定平成31年4月1日一部改正)

※保育所整備の場合は保育所等整備交付金及び明石市民間保育所等整備促進補助金の両方が申請できます。幼保連携型認定こども園整備の場合は、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金及び明石市民間保育所等整備促進補助金の補助金が申請出来ず(認定こども園の幼稚園部分は明石市民間保育所等整備促進補助金の対象にはなりません)。

※令和2年度における保育所等整備交付金に係る協議について(令和2年2月4日子発第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)より一部抜粋  
(設置主体について)

保育所等及び認定こども園の保育所機能部分に係る施設整備等に関して保育所等整備

交付金の対象となる設置主体については、現行、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が 1.0 未満の市町村に限り、社会福祉法人等に加えて「市町村が認めた者(公立施設を除く。)」を交付の対象としている。この取扱いは、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を進めるため、令和2年度末まで継続することとしている。

※工事業者の選定は、明石市契約規則(平成5年規則第10号)に定める一般競争入札(制限付き)の方法により行います。

## E. その他

- (1) 申込に当たり、整備計画・資金計画・人事計画等を十分考慮し、理事会等において施設整備の承認を受けておくこと。
- (2) 選定結果については、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の採択、市補助金予算については本市市議会議決後に正式決定となるため、整備年度における交付金又は予算議案が不成立の場合は、本事業を延期又は中止する場合がある。
- (3) 本市又は他市において保育所等の開園を同時期に予定している場合は、保育士確保状況や事業の実現性を十分に確認しておくこと。
- (4) 施設整備計画、運営計画ともに、定員数の1.2倍程度の児童の受け入れを前提に策定すること。ただし、開設後、定員まで児童が入園することを保証するものではない。
- (5) 本募集事業は補助申請年度の翌年度への持越しが認められないため、十分に余裕を持った整備計画を立てること。また、事業者選定後に整備計画を廃止する場合は明石市の承諾を要するものとし、事業者のみの意思による廃止は認めない。

## F. 施設及び設備等の基準(資料)

- (1) 認可保育所施設の構造、設備等の基準

区分	要件
1 保育室	<p>① 同一の室に乳児室、ほふく室及び保育室を設ける場合には、明確に区分すること。特に、0歳児室については安全性に配慮し、他の児童が容易に立ち入れないような構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室(0歳児室)…1人につき1.65㎡</li> <li>・ほふく室(1歳児室)…1人につき3.3㎡</li> <li>・2歳児室…1人につき1.98㎡</li> <li>・3～5歳児室…1人につき1.98㎡</li> </ul> <p>② 上記の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。</p> <p>③ 乳児室、ほふく室及び保育室は、定員数の1.2倍程度の有効内法面積を確保すること。特に、乳児室については、年度途中に満1歳児になることを踏まえ、できるだけ余裕のある広さとするよう配慮すること。</p> <p>④ 内法面積は、単に壁厚を除いた面積ではなく、乳幼児が有効に活動することが可能な面積を指す。したがって、常設の家具等は内法面積から控除すること。</p> <p>○内法面積に含めることができるもの(例)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の際に使用する机、椅子</li> <li>・遊びの時間に使用する遊具</li> <li>・吊り戸棚等、床から180cm以上に設置されているもの</li> </ul> <p>○内法面積に含めることができないもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロッカーや棚、本棚等常設のもの</li> <li>・ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの</li> </ul> <p>⑤ 2歳以上の保育室には手洗い設備を備えること。</p>
2 調乳室	調理室とは別に、乳児室又はほふく室に隣接する位置に設けること。
3 沐浴室、設備	2歳未満児用の便所、乳児室又はほふく室内部を区画して設置することも可とする。
4 洗濯室	独立の室である必要はないが、専用のスペースが確保されていることが望ましい。
5 3歳未満児用便所	<p>① 3歳以上児の便所とは別に、3歳未満児用の便器及び手洗い場を備えること。</p> <p>② 汚物処理設備を設けること。</p> <p>③ おむつ替え台等、保育士の業務の利便性や衛生管理に配慮した設備の設置に努めること。</p>
6 3歳以上児用便所	<p>① 3歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えること。</p> <p>② 3歳以上児用の大便器は個別のブースに設けること。</p>
7 医務室	児童の急病等に対応するためのスペースを確保すること。ベッドを配置するなど静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。カーテン等で区画できれば、職員室内に設けることも可とする。
8 職員室	施設に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、職員室を設置すること。
9 職員用休憩室	職員用休憩室の設置に努めること。ただし、調理員とその他の職員の休憩室は別とすること。
10 職員、調理員及び来客用便所	場所は乳児用又は幼児用の便所内でも可とする。ただし、調理員用は衛生管理上の観点から、便所内に手洗い設備を設置するとともに、調理員の動線が他の職員や児童の動線と重複しないように配置すること。
11 調理室	定員の1.2倍の児童及び職員用の給食を余裕をもって供給するための機能を確保すること。また、調理室内の出入り口付近に専用の手洗い設備を設置すること。
12 調理作業場前室	調理員が便所から直接に調理作業場(調理室、食品保管庫及び検収室)に入ることがないように、前室の配置に努めること。
13 保存食保管庫	保存食を-20度以下で2週間以上保存できる設備を設置すること。
14 食品保管庫	原材料の汚染を調理室に持ち込まない場所に設けるよう、設置場所に配慮すること。
15 下処理室	原材料の汚染を調理室に持ち込まないようにするため、設置に努めること。なお、設置しない場合であっても、境界にテープを張る、床の色を変える等により明確に区分すること。
16 食材の搬入口及び検収場所	食材の搬入口及び検収場所は、原則として専用の出入口を設けることとし、検収場所は調理作業場内かつ調理室外に設置すること。

17 収納スペース	午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納スペースを十分に確保すること。また、ロッカー等、児童数単位の設備の数は、定員の1.2倍を目安に設置すること。													
18 屋外遊技場	満2歳以上児1人につき3.3㎡以上とし、保育に必要な用具を備えること。また、保育室の内法面積の考え方と同様に、園舎と外壁との狭隘な隙間や植栽箇所等を除き、遊技場として有効に活用できるスペースとして必要面積を確保すること。													
19 階段(常用・避難用)	踏面、蹴上、手すり、踊場等について、避難時等の安全の確保に配慮すること。 ① 踏面:30cm以上 ② 蹴上:16cm以下 ③ 手すり:大人用と子供用の2本設けること。 ④ 踊場:回り段を設けないように努めること。													
20 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合	<p>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">階</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 90%;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2階</td> <td style="text-align: center;">常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3階</td> <td style="text-align: center;">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段
階	区分	施設又は設備												
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段												
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段												
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段												
	避難	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段												

		<p>の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>		
21 屋上園庭の取扱	<p>以下の①から⑤までのすべての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積を算入できるものとする。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上</p>	



いについて	<p>の対応、教育・保育を行う場として相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積参入ができない屋上の実際の利用を妨げるものではない。</p> <p>① 耐火建築物であること</p> <p>② 保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること</p> <p>③ 園児の利用しやすい場所に便所、水飲み場等を設けること</p> <p>④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)</p> <p>⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外(屋上)の環境を結び付けて自ら多様な遊びが展開できるよう園児自らの意志で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る)と行き来できると認められていること。</p>
22 送迎用駐車場等	送迎者用駐車場及び駐輪場については、設置位置及び定員に応じ必要な数を設置すること。その際、園児等の動線について十分に配慮すること。
23 屋外遊戯上の遊具について	屋外園庭の遊具について、整備補助事業の対象経費としない場合であっても、開園時までに設置するよう努めること。やむを得ず設置が間に合わない場合であっても、設置計画(遊具の種類や設置時期等の概要。設置の予定がない場合はその理由)を開園時までに策定し、入所希望者へ情報提供すること。

(2) 幼保連携型認定こども園を整備する場合は、上記の1～22 について、「保育」を「教育・保育」と読み替えて適合させるとともに、下表の基準にも適合すること。

1 遊戯室および保育室	<p>① 遊戯室は、専用として 100 m<sup>2</sup>以上を確保して設置すること。ただし、常設のステージは上記の面積に含めない。</p> <p>② 満3歳児以上の園児に対する保育室の面積は、1学級あたり53m<sup>2</sup>以上とすること。また設置数は学級数以上とすること。</p>
2 園舎面積	<p>園舎の延べ床面積について、次の①と②を合算した面積以上の大きさを確保すること。</p> <p>① 320 m<sup>2</sup> + 100 × (学級数 - 2) m<sup>2</sup></p> <p>② 満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積</p>
3 園庭面積	<p>次の①と②を比較して大きい方の面積に、2歳児1人につき3.3m<sup>2</sup>を加算した面積以上の大きさを確保すること。</p> <p>① 満3歳児以上1人につき3.3m<sup>2</sup></p> <p>② 400 m<sup>2</sup> + 80 × (学級数 - 3) m<sup>2</sup></p>

### <問い合わせ>

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1

明石市こども局待機児童対策室 担当:伊藤、森山、水野

Tel:078-918-5267 Fax:078-918-5163 E-mail:[taikijidou@city.akashi.lg.jp](mailto:taikijidou@city.akashi.lg.jp)